

第 4 8 号議案

八王子市保育園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保育園条例の一部を改正する条例

八王子市保育園条例（昭和 2 5 年八王子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定員) 第 5 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、八王子市立市役所内保育園の定員は、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 3 6 号）第 2 8 条の規定に基づき算定するものとする。		(定員) 第 5 条 (略)	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
八王子市立みなみ野保育園	八王子市みなみ野六丁目 1 番 1 号	八王子市立みなみ野保育園	八王子市みなみ野六丁目 1 番 1 号
八王子市立市役所内保育園	八王子市元本郷町三丁目 2 4 番 1 号		

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。